

令和8年度 第1回福岡県指定管理者選定委員会

- 日 時:令和8年6月30日(火)10時00分～
- 場 所:行政特別東(行政特9)会議室(県庁10階)

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、只今から令和8年度第1回福岡県指定管理者選定委員会を開催いたします。開催に当たりまして、行政マネジメント課長よりご挨拶申し上げます。

委員の皆様、本日は大変お忙しい中、「指定管理者選定委員会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、本委員会の委員を快くお引き受けいただきましたことに、改めて深く感謝申し上げます。1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

昨年度の委員会では、「アクロス福岡」をはじめ、4施設の指定管理者の選定につきまして、熱心にご議論をいただきました。その結果を踏まえ、4施設すべてが議会の議決を経て、本年4月から円滑に指定管理業務が開始されております。

今年度の委員会では、現在の指定期間が令和8年度で終了となる「福岡県立あまぎ水の文化村」をはじめ、計17施設の選定について、ご議論いただきたいと思いますと考えております。

本日は、これら17施設につきまして、施設の概要から指定管理者の選定方式や指定期間、評価項目・評価基準などにつきましてご説明させていただくとともに、後半では、本県の指定管理者制度における指定期間の見直しについて、ご意見を賜りたいと考えております。

限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、委員の退任と、本年度から新たにご就任いただく委員をご紹介します。

平成29年度から委員にご就任いただいていた〇〇様が、昨年度末で退任されたため、後任として、同じく中小企業診断士の〇〇委員に今年度からご就任いただいております。

〇〇委員 一言ご挨拶をお願いします。

●委員

今年度から委員を務めさせていただくこととなりました。よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

次に、議事の公開について確認いたします。

本委員会は、事業情報の保護と審査の中立公平性の確保のため「非公開」での開催とし、資料及び議事録は、原則、後日、県ホームページで公開し、特に注意を要するものの公開については、委員長にお諮りの上、判断をしております。

また、議事録については、固有名詞は出さず、予め委員の皆様にご確認の上、公開しておりますが、今年度もこれらの取扱によることとしてよろしいでしょうか。

- 委員
(異議なし)

【事務局】

ありがとうございます。次に委員長及び副委員長の選任についてですが、事務局からご提案させていただければと思います。〇〇委員に、委員長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

- 委員
(異議なし)

【事務局】

異議がないようですので、〇〇委員ご就任いただけますでしょうか。

- 委員
(異議なし)

【事務局】

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、〇〇委員に副委員長をお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

- 委員
(異議なし)

【事務局】

異議がないようでございますので、〇〇委員に委員長、〇〇委員に副委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、〇〇委員は委員長席に、〇〇委員は副委員長席にお移りいただけますでしょうか。この後の進行につきましては委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●委員長

委員長を務めさせていただきます、〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の議事は、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

まず、全体のスケジュールや選定方式等について事務局から説明を受けた後、各施設の募集要領等について協議を行うこととしたいと思います。まずは、事務局より、議事の(1)について説明願います。

【事務局】

(事務局から指定管理者選定施設の概要、選定スケジュール、指定管理者の選定方式、募集要領、評価項目等について説明)(資料1～6)

●委員長

ご説明ありがとうございます。議論に入る前に、事務局の説明の中で不明な点等がありましたらお願いします。

●委員

県営公園について、専門職員や有資格者の確保を求められています。こういった方を想定しているか教えていただけますでしょうか。

【事務局】

公園には、様々な目的で樹木が植えられております。これらについて、木の勢いは保ちつつも来園者の皆様の危険にならないよう、専門的な知識を持って整備を行う必要があり、そうしたことが行える樹木医のような方を必要としているところです。

●委員長

ありがとうございます。他にないようですので、これから議論に入ります。

今回、選定施設数が多いこともあり、事務局の方で施設の特徴を捉えてグルーピングの上、重要視するところをピックアップし、評価の有効性と効率性を高めていこうという新しい取組を行っていただきました。

これまで指定管理者を選定してきた経験を踏まえ、項目の追加・修正などについてご意見がありましたらお願いします。

●委員

137ページの特例については、標準例に追加で加点するという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

お見込みのとおりでございます。

●委員長

指定管理者の選定方式について、今回の「あまぎ水の文化村」を個別選定とすることに異論はありません。

個別選定の場合、サービスが低下した場合も同じ団体に任せ続けることになるリスクがあると考えますが、毎年の評価はどのように行っているのでしょうか。

【事務局】

本県の指定管理施設については、毎年、管理運営状況報告を作成し、議会への報告を行っているところです。その中で、議員の方からの意見もいただきながら評価を行うことにより、指定管理者のサービスの質が担保されているものと考えております。

今回指定管理者として選定する「公益財団法人あまぎ水の文化村」の運営については、公益法人認定法に則り、設立目的を果たすためにしっかりと毎年の運営がなされているものと認識しております。

【九博・世界遺産・文化施設課】

施設所管課としましても、定量的な評価は難しいところがありますが、地元の協議会への参加や地域団体

と連携したイベントなどを継続的に実施しており、地元とのつながりという点を評価できると考えております。

●委員長

ありがとうございます。しっかり評価されていると理解しました。

●委員

募集要領や評価基準について、応募者から分かりにくいといった声などがありますでしょうか。

【事務局】

過去には、事業計画書において、サービス向上策の提案を、「施設利用及びサービスの向上」の項目と「その他特記事項」のいずれにも記載できることとなっており、どちらに書いたらよいかわからないというような意見がございました。この点については、特に利用者ニーズを反映したサービス向上策を前者に記載し、それ以外をその他で記載するというように明確な書き分けを行うことにより改善しているところです。

●委員

指定管理料の減額等の理由により、公募を行っても応募者が1者のみという施設も多いと思いますが、新規参入を促進するためにどのような取組を行っていますでしょうか。

【事務局】

指定管理料については、適正な水準となるよう実績などから算定を行った上で、物価等の変動に応じて増額を行う仕組みを導入するなどの対応を行ってきました。また、公募に当たっては必ず現地説明会を開催するなど新規参入しやすくなるような取組を行っているところです。引き続き工夫しながら取り組んでまいりたいと考えております。

●委員

応募がなかなか増えないという状況の中、指定管理者の募集についてはどのように周知を行っているのでしょうか。

【事務局】

県公報で公告を行うほか、県ホームページに掲載し、周知を図っております。

●委員

公募する施設における周知は行っていないのでしょうか。

【事務局】

これまでは行っておりません。周知については様々な方法を検討させていただきます。

●委員

評価項目のうち、業務引継時の雇用対策について、指定管理者が変わる場合には前指定管理者から雇用を引き継ぐことを必須とすることはできないのでしょうか。

【事務局】

ご指摘の点については、事業者の経営判断による部分もあるため、県として必須とすることまでは求めているところでございます。ノウハウを持った前団体の従業員を確保することは、新たに指定管理者となる事業者にとってもメリットが大きいいため、雇用が継続されることが多いのが現状と認識しております。

●委員

サービス向上策の提案についてはマーケティングに近い要素だと考えますが、具体的な利用者ニーズに答えるような形での提案を求めているのでしょうか。

【事務局】

利用者の声については、指定管理者だけでなく県の所管課にも直接問い合わせ等で届いておりまして、それらを踏まえ、指定管理者からニーズを踏まえた提案がなされるよう応募に関する各種書類を作成しているところです。

●委員長

活発なご議論ありがとうございました。

事務局におかれては、各委員の意見を尊重いただき、指定管理者の募集が適切に行われるようお願いいたします。

次に、事務局より、議事の(2)について説明願います。

【事務局】

(事務局から指定管理者制度の運用の見直しに関する検討案について説明)(資料7)

●委員長

事務局から説明のあった施設の選定基準と中間評価の仕組みについて、ご意見ありましたらお願いします。

●委員

10年という長い期間となると、「10年は安泰」、「急がなくていいか」といった気持ちが生じ、モチベーションの低下が懸念されます。このため、あらかじめ事業計画で具体的な数値目標を掲げてもらい、4年目の中間評価でその目標が達成されたか厳しくチェックすることが必要だと考えます。

●委員

指定管理者制度について、参入事業者の減少という問題がある中、事業者のインセンティブとなる10年という期間を設定することについては賛成です。

ただし、現在個別選定を行っている施設の指定期間を10年とすることには疑問が残ります。どういう基準で10年とする施設を選定するのか、また、中間評価で何をどう評価し、どの程度なら指定管理期間を継続するのかといった基準を最初にしっかりと考えておくことが必要だと思います。

【事務局】

中間評価については、全ての施設で一律の基準を設けるのは難しいと考えており、施設ごとにその特性に応じて最適化されたものを用意すべきと考えています。

●委員

文化施設だけでなく、研究施設などでも人材の専門性が必要だと考えられますし、他の施設でも専門性が必要なところはあると思いますので、どこで線引きするかが難しいですね。

また、専門性の確保を、期間の延長で達成する方法の他に、他の自治体では、人材の専門性が必要となる施設において、人材については県から派遣し、施設管理については指定管理者に任せるという、いわゆる2階建て方式を採用している例もあると承知しています。

●委員長

本県が指定期間の延長の目的として掲げている「県民サービスの向上」が広すぎるように感じます。福岡県として一番重視したいのはどのような点でしょうか。

【事務局】

人口減少により行政においても職員の確保が困難になっている中、一方で行政ニーズは高度化・複雑化しており、施設運営についても高度な専門性が必要となっているところです。

こうした状況から、指定管理者には県と共に公的セクターを担う戦略的なパートナーになっていただきたいというのが一番重視したい点でございます。今回委員の皆様から意見を頂戴しまして、指定期間の延長以外にも様々な方法について検討する余地があると認識いたしました。

●委員長

他にありますでしょうか。

●委員

指定管理施設において指定管理者が変更となるのは珍しいことでしょうか。

【事務局】

指定管理者制度を導入して間もない頃は変更となることも多かったですが、長いスパンで見れば減少傾向にあると承知しております。

●委員

公募しても現事業者からしか応募がない施設が多いのであれば、10年という期間を導入することは県の事務的な負担を軽減することにつながるという視点もあると考えます。団体の理事会などの場に県も出席し、直に目が届くような仕組みとしておくことで、指定管理者の緊張を保てるのではないかと思います。

●委員長

活発なご議論ありがとうございました。事務局におかれては、各委員の意見を尊重していただき、見直しの議論が適切に行われるようお願いいたします。

本日の委員会は、これにて閉会したいと思います。事務局から何かございますか。

【事務局】

特にございません。

●委員長

それでは、以上で本日の委員会を終了します。お疲れ様でした。